

練馬区空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和5年12月11日

5練環環第1582号

(目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定等)

第2条 練馬区（以下「区」という。）は、区により実施が困難な空き家対策に関する業務については、「練馬区における空家等対策に関する協定」を6つの専門家団体と締結するほか、公益財団法人に委託等を行うことにより適切に対応をしている。そのため、区長は、支援法人の活用に関する区の方針が定められるまでの間、支援法人の指定等を行わないこととする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援法人の指定等について必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則（令和5年12月11日 5練環環第1582号）

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。